

令和3年5月26日

【専門部、引率者・指導者用】

沖縄県高等学校体育連盟

令和3年度県総体及び定通制夏季大会開催における 新型コロナウイルス感染症に係る大会実施ガイドライン

1、大会前の確認

- (1) 引率者及び指導者は、部活指導時において感染防止対策(手指消毒、換気、衛生品の共用厳禁等)を徹底すること
- (2) 健康観察については、学校で使用している健康観察シート、または高体連が提供する健康観察シートを使用し、14日前から記録するなど、継続し健康観察を行うこと。
- (3) ①息苦しさ(呼吸困難)・②強いだるさ(倦怠感)・③発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安)・④風邪症状が続く場合がひとつでも確認された場合は登校を控えるよう指導するなど、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」における健康観察を行うこと。
- (4) 専門部が事前に施設借用の手続きを行う際、大会実施における本ガイドラインの提示及び施設管理者が行う感染対策(換気設備の点検、手洗い用の石鹸やペーパータオルなど)等の確認や、運営側から出たごみ処理等について事前確認を行うこと。

2、調査の備え

- (1) 引率者は、選手と保護者連署で別紙の大会参加における同意書を取り、校長へ提出する。また、同意書は各学校で大会終了後約一ヶ月間保管すること。
- (2) 大会参加当日は自宅で検温及び健康チェックを行い、保護者のサイン等同意を求め、監督・引率者等へ提出するなどのチェック体制を整えておくこと。
- (3) 大会運営者等に対しては名簿を事前に作成するとともに、運営者用の健康観察シートによる体調の確認を徹底する。

3、大会開催時の確認

- (1) 生徒の会場への送迎は極力保護者に依頼し、学校バス等使用に際しては、人数制限をもうける・窓を開け換気を常に行う・マスク着用し座席を離す・ドアノブなどを消毒する・乗車前に健康確認を行うなどの配慮を講じるとともに、競技終了後はすみやかに帰宅させること。
- (2) 生徒の密集を避けるため、試合開始直前に会場入りし、競技終了後は速やかに解散するなどの工夫を講じること。(ミーティングの時間短縮や回数等を工夫)

- (3) 大会会場の出入口は基本的に一か所とし、生徒及び監督や審判を含む関係者の動線を限定するなど、参加者制限の管理を徹底する。
- (4) 会場に入場する生徒の人数確認を行うとともに、関係者以外の入場制限を徹底する。
そのため、会場への入場は人数確認のため、学校単位で生徒全員揃ってから入場を促すなどの対策を講じること。
- (5) ホイッスル使用時など、マスクを外す場合以外のマスク着用と手指消毒をこまめに行い、大会運営に携わる方々においても感染防止対策を講じること。
- (6) 大会期間中は各会場に感染防止対策係等を配置し、入場の際の手指消毒補助や人が触れる箇所(ドアノブ・手すり等)を、1日複数回消毒するなどの対策を講じること。
(除菌に使用する消毒液や手袋等は、専門部で事前準備すること)
- (7) 各会場において、手指消毒液の設置、マスク着用を呼びかけるとともに、引率者等は生徒のマスク忘れや破損等のため予備マスクを持参しておくこと。
- (8) 無観客開催とする。
全ての会場内への入場は、登録者及びチーム補助員としての2名、3年生部員、顧問、コーチ、引率者、審判等を含む役員を原則とし、競技会場は無観客とする。
- (9) 各競技の競技時間・点数等の短縮や運営方法(タイムレース・セット数等)を可能な限り工夫する。また、屋内競技においては感染対策として換気システム等を適切に活用すること。
- (10) 水分補給容器やタオルに関してはチーム共用を避け、個人のものを使用し、共用物の適正な管理と消毒を徹底する。(チームマスコットやベンチ座面タオルの禁止等含む)
- (11) 開閉会式、表彰においては3密にならないよう工夫する。
- (12) 握手やハイタッチ、肩を組むなどの身体接触、近距離での会話や大声での応援などの感染防止対策を徹底すること。
- (13) 密集を避けるため、人が集まるスタンド、運営スタッフの待機や食事等の際は、人との間隔を1～2m程度あけるよう指導すること。
- (14) 運営スタッフの密集を避けるため、審判割り当てを連続にするなど、終了後は速やかに帰宅できる工夫を講じること。
- (15) 更衣室等の利用に当たっては、短時間の利用とし、一斉利用を禁じるなど指導すること。
- (16) 大会期間中、生徒に発熱や風邪等の症状者が出了た場合は大会参加を認めない。その場合保護者へ連絡し早急な帰宅を促すこと。

- (17) 帰宅後、生徒の中に発熱や風邪等の症状が出た場合には、その他の部員に対して連絡をとり症状の確認、場合によってはかかりつけ医等に受診できるよう連絡体制を整えておくこと。
- (18) 個人のゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、持ち帰りの指導徹底を行うこと。
また、運営側から出たゴミについてもビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄等については、施設管理者と事前確認を行うこと。

4、離島参加者への確認（離島開催参加者含む）

- (1) 空路を利用する場合は、搭乗及び降機に関し可能な限り、先乗り後降りの配慮を事前に調整しておく。また、マスク着用と手指消毒を携行し、感染対策を行うこと。
- (2) 宿泊プランを、大部屋から小部屋とし、体調不良者等の対応について事前に宿泊先と調整しておくこと。
- (3) 引率者は体調不良者等の付き添い職員について、派遣が可能かを含め、事前に学校管理者と調整すること。
- (4) 引率者は参加者の移動記録のため、航空機利用の際には座席番号を記録しておくこと。

5、大会開催に係る判断(5月24日付け、教保第368号参照)

- (1) 大会期間中に参加者(生徒・審判等関係者含む)から感染者が出た場合は、保健所が行う調査等に協力すること。なお、大会開催については状況に応じ競技の延期または中止を含め検討する。
- (2) 陽性または濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで、大会参加はできない。
- (3) 出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当する者で、濃厚接触者が特定されるまでの期間は大会参加できない。ただし、濃厚接触者の特定が終了し、濃厚接触者とされなかった者は大会参加できる。

6、大会後の対応

- (1) 大会終了後2週間以内の健康観察を実施すること。
- (2) 大会終了後2週間以内に発症した場合は、高体連に対して速やかに報告すること。

※ 本ガイドラインは令和3年5月26日の時点に基づき作成しましたが、今後、感染状況に応じて見直しが行われた場合は、改めてホームページ等でお知らせ致します。